

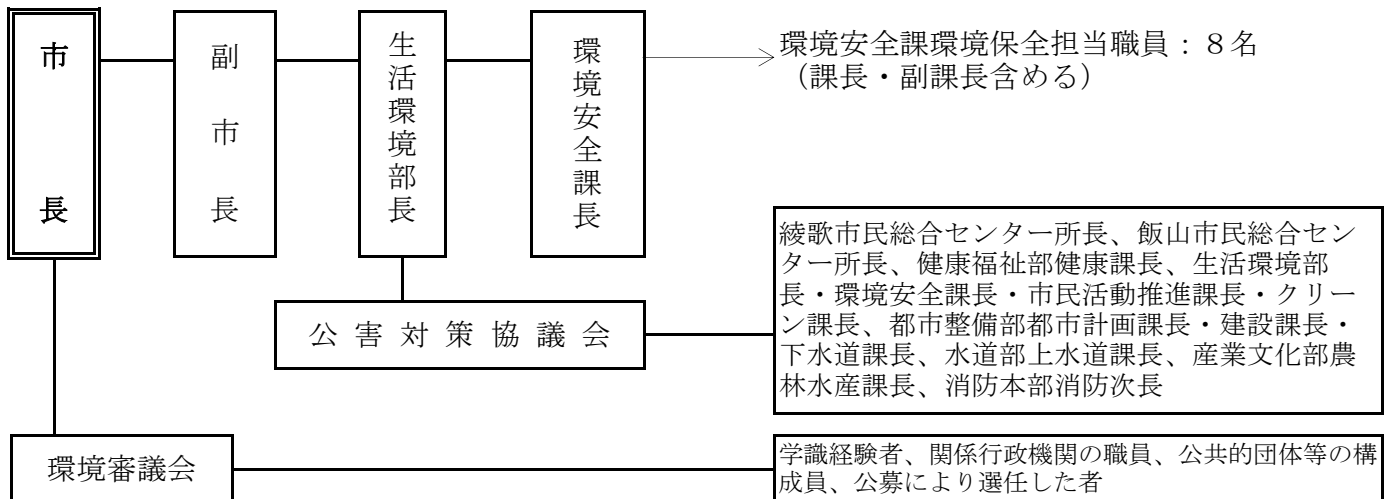
参考資料

資料1 丸亀市環境行政の概要

I. 環境行政の概要

(平成27年度)

(1) 行政機構



(2) 環境安全課環境保全担当業務内容

1. 環境衛生及び環境美化施策の総合的な企画並びに調整に関する事。
2. 環境衛生及び環境美化の啓発に関する事。
3. 環境衛生及び環境美化活動の支援並びに関係団体の育成に関する事。
4. 環境美化運動の推進に関する事。
5. 環境美化推進員に関する事。
6. 野犬対策及び狂犬病予防に関する事。
7. 衛生害虫等の防疫に関する事。
8. 公衆浴場の指導及び育成に関する事。
9. 市営墓地及び墓地に関する事。
10. 市営墓地使用料等の徴収に関する事。
11. 桜谷聖苑に関する事。
12. その他環境衛生及び環境美化に関する事。
13. 課内の他の所管に属さない事項及び課内庶務に関する事。
14. 環境施策の総合的な企画及び調整に関する事。
15. 環境基本計画に関する事。
16. 環境審議会に関する事。
17. 環境保全の啓発に関する事。
18. 環境保全活動の支援及び関係団体の育成に関する事。

19. 公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)第49条の規定による公害苦情の処理に関すること。
20. 丸亀市公害防止条例(平成17年条例第220号)の規定による届出、計画変更命令その他行政措置等及び公害防止協定に関すること。
21. 環境調査及び公害排出源の監視・指導等に関すること。
22. 騒音規制法(昭和43年法律第98号)に関すること。
23. 振動規制法(昭和51年法律第64号)に関すること。
24. 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に関すること。
25. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の規定による騒音発生施設又は振動発生施設が設置されている特定工場に関すること。
26. 自然環境の保全に関すること。
27. 環境教育・学習に関すること。
28. 地球環境の保全に関すること。
29. 環境に配慮した市民生活・事業活動の推進に関すること。
30. 省エネルギーの推進及び新エネルギーの普及促進に関すること。
31. その他環境保全に関すること。

(3) 環境行政の推移

- | | | | |
|-------|----------|----|---|
| S 44. | 7. | 1 | 環境衛生課に公害係を新設 |
| 46. | 10. | 1 | 環境課を新設し、公害専従係として職員4名を配置 |
| 47. | 4. | 1 | 丸亀市公害防止施設整備資金融資規程を施行 |
| 47. | 4. | 3 | 丸亀市公害防止条例を制定 |
| 47. | 6. | 1 | 騒音規制地域として市街化区域が指定される |
| 47. | 10. | 14 | 丸亀市公害対策審議会運営規程を施行 |
| 48. | 1. | 1 | 丸亀市公害防止条例施行規則を施行
騒音規制地域として島しょ部を除く全市が指定される |
| 48. | 4. | 1 | 公害交通課に課名変更 |
| 48. | 6. | 30 | 悪臭規制地域として市街化区域が指定される |
| 48. | 9. | 8 | 丸亀・坂出地域に初の光化学スモッグ注意報発令 |
| 48. | 9. | 29 | 丸亀市公害防止条例の一部改正 |
| 50. | 1. | 17 | 市内既存5企業と公害防止協定を締結
2企業と公害防止協定の一部変更を行う |
| 50. | 8. | 19 | 丸亀市公害対策協議会規程及び丸亀市公害苦情相談員設置要綱を制定 |
| 50. | 10. | 1 | 騒音規制地域及び悪臭規制地域の一部変更 |
| 52. | 3. | 3 | 悪臭規制物質が3物質追加され、規制基準が告示される |
| 53. | 10. | 15 | 振動規制地域として島しょ部を除く全市が指定される
交通騒音及び交通振動の地域指定がされる
騒音規制地域が一部追加される |
| 54. | 10. | 1 | 機構改革により経済環境部公害交通課となる
丸亀市公害対策協議会規程の一部改正 |
| 57. | 4. | 1 | 丸亀市公害防止施設整備資金融資規程の一部変更(500万円→800万円) |
| 57. | 12. | 8 | 丸亀市公害防止条例施行規則の一部変更(K値、ばいじん量の基準値) |
| 57. | 12. | 17 | 騒音の環境基準が市街化区域で地域指定される |
| 60. | 4. | 17 | 境庁の快適環境整備事業に丸亀市が指定される |
| H 3. | 3. | 30 | 追加悪臭4物質の規制地域・基準が告示される |
| 3. | 4. | 1 | 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱施行 |
| 3. | 10/23/24 | | 第12回快適環境シンポジウム開催 |

- 5. 4. 1 機構改革により環境部環境保全課となる
- 7. 4. 1 丸亀市公害対策審議会運営規程を廃止し、丸亀市環境審議会条例を制定
平成10年3月30日、同条例を廃止し、丸亀市附属機関設置条例を制定
- 8. 3. 29 丸亀市環境基本条例制定
- 8. 4. 1 担当名を公害担当から環境対策担当に変更
- 9. 5. 30 騒音に係る環境基準の地域の類型の当てはめが見直しされる
騒音規制法及び振動規制法の規制区域の区分の変更、一部追加指定される
悪臭防止法の規制地域が一部変更される
- 10. 4. 1 丸亀市公害防止施設整備資金融資規程の一部改正
丸亀市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部改正
- 11. 3. 31 丸亀市役所における環境保全率先実行計画策定
- 11. 4. 1 新行革大綱改定に係る機構再編により環境課となる
担当名を環境対策担当から環境担当に変更
丸亀市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部改正(単独処理浄化槽からの設置換え追加)施行。騒音に係る新環境基準が施行される
- 11. 4. 6 丸亀市環境基本計画策定
- 11. 9. 29 丸亀市まちをきれいにする条例制定
丸亀市まちをきれいにする条例施行規則制定
- 12. 4. 1 丸亀市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部改正(第5条改正)

丸亀市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部改正(第2条第3号、第5条改正)
- 12. 12. 19 自動車騒音要請限度改正
- 13. 4. 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(一般廃棄物の野外焼却原則禁止)
- 14. 3. 20 丸亀市環境にやさしい事業所登録事業実施要綱制定
- 14. 4. 1 丸亀市環境保全率先実行計画の推進に関する規程制定
- 14. 4. 1 機構改革により生活環境部生活環境課環境対策室となる
- 15. 1. 7 丸亀市環境保全率先実行計画策定
丸亀市公共工事における環境配慮指針策定
丸亀市グリーン購入基本方針及びグリーン購入ガイドライン策定
丸亀市環境管理マニュアル策定
- 15. 4. 1 丸亀市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度開始
- 17. 3. 22 綾歌町と飯山町との合併により生活環境部環境課となる
- 17. 12. 21 丸亀市公害防止条例、丸亀市公害防止条例施行規則を制定
- 18. 3. 27 丸亀市公害対策協議会規程一部改正
- 19. 3. 28 丸亀市環境基本計画策定
- 19. 4. 9 丸亀市環境保全率先実行計画の推進に関する規程制定
- 19. 5. 21 丸亀市環境保全率先実行計画策定
丸亀市公共工事における環境配慮指針策定
丸亀市グリーン購入基本方針及びグリーン購入ガイドライン策定
丸亀市環境管理マニュアル策定
- 20. 4. 1 機構改革により環境課に環境保全担当を新設
- 21. 7. 1 騒音に係る環境基準の地域の類型の当てはめが見直しされる
騒音規制法及び振動規制法の指定地域が一部追加指定される
悪臭防止法の規制地域が一部追加指定される
- 24. 4. 1 権限移譲 : 環境基本法の騒音に係る環境基準の地域指定
騒音規制法・振動規制法による地域指定・規制基準の制定悪臭防止法の規制
地域・規制基準の制定

権限移譲 : 道路騒音常時監視業務を開始
- 25. 1. 28 丸亀市環境保全率先実行計画改定
- 26. 4. 1 機構改革により環境安全課となる
- 27. 4. 1 丸亀市住宅用太陽熱利用システム設置費補助制度開始

(4) 公害防止条例

公害を未然防止し、市民の健康な生活と安全で快適な生活環境の保全を図るため、平成17年12月21日に新市における丸亀市公害防止条例を制定した。

(5) 工場等の届出状況

丸亀市公害防止条例に基づく工場等の届出状況(平成27年度分)

番号	業種	件数
1	畜産農業(年間最大飼育数が牛、馬10頭、豚30頭、鶏1,000羽以上のものに限る。 ただし都市計画法第7条の市街化区域内にあってはそれぞれ1/2の頭羽数とする。)	
2	畜産食料品製造業	
3	水産食料品製造業	
4	野菜かん詰、果実かん詰、農産保存食料品製造業	
5	調味料製造業	
6	パン、菓子製造業	
7	清涼飲料・酒類製造業	
8	飼料・有機質肥料製造業	
9	動植物油脂製造業	
10	製めん業(製造小売を含む)	
11	豆腐・煮豆・あん製造業(製造小売を含む)	
12	氷製造業(冷蔵倉庫業を含む)	
13	水面木材倉庫業	
14	製紙・紡績業	
15	織物業	
16	染色整理業(洗張染物業を含む)	
17	製材業・木製品・合板製造業(家具を除く)	
18	家具・建具製造業	
19	パルプ・紙・繊維板製造業	
20	写真製版・印刷業(謄写印刷を除く)	
21	化学工業	5
22	石油製品・石炭製品製造業	
23	ゴム製品製造業	
24	窯業・土石製品製造業	1
25	鉄鋼業(加工を含む)	
26	非鉄金属製造業(加工を含む)	
27	金属製品製造業(加工を含む)	1
28	機械器具製造業	1
29	プラスチック製品製造業(加工を含む)	
30	再生資源卸売業(プレス・洗浄・裁断・焼却を行うものに限る)	
31	給油業	
32	洗たく業(洗たく施設を有するものに限る)	
33	浴場業(特殊浴場業を含む)	
34	カラーフィルム現像業	
35	自動車整備業(洗車業を含む)	
36	道路貨物運送業(貨物ターミナルを有するものに限る)	
37	大規模小売店舗	
合計		8

(平成28年3月31日現在)

(6) 大気自動測定器整備状況

備 品 名	設置年月	備 品 名	設置年月
(市役所(県設置分))		(城坤小学校)	
SO ₂ ・SPM自動測定器	S56. 3	SO ₂ ・SPM自動測定器	S55. 3
NO _x 自動測定器	S56. 3	NO _x 自動測定器	S55. 1
O _x 自動測定器	S56. 3	O _x 自動測定器	S49. 6
PM2. 5測定器	H23. 3		
		(青の山自治会集会場)	
		SO ₂ ・SPM自動測定器	H4. 9
		NO _x 自動測定器	H4. 9

(7) 環境審議会

丸亀市附属機関設置条例に基づき、市では丸亀市環境審議会を設置している（平成7年4月1日設置）。審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項を調査審議することになっており、学識経験者、公共的団体等の構成員、関係行政機関の職員、公募により選任した者の計12人によって構成されています。

平成27年度の審議会は2回行われました。

(8) 公害対策協議会

公害行政の効率的かつ円滑な運用を図るため、昭和50年8月19日に丸亀市公害対策協議会規程を制定。必要と認めるとき、公害防止に関する行政部門相互の連絡調整並びに公害防止対策の協議を行います。

(9) 公害防止協定

すべての住民は健康で、快適な生活を営む権利を有するものであり、企業活動に伴って発生する公害の防止については、事業者等自身が社会的責務を有し、市は市民保護の責務をもつものであります。

このようなことから、丸亀市公害防止条例第23条の規定に基づき、工場及び事業場の設置の用に供するため、市有地を売却する場合並びに市長が必要と認めるときは、工場等を設置または設置しようとするものは、市と公害防止協定を締結しなければならないと定められています。

平成28年3月31日現在の公害防止協定締結状況は69件となっている。

(10) 業務概要

①業務一覧

項 目	内 容
企 画、調 整 基 準 整 備、届 出 等	環境保全施策の総合的な企画、調整 公害防止条例、公害防止協定の整備 届出等の受理、審査、事前指導 ○騒音規制法に基づく特定施設等設置届出 ○騒音規制法に基づく特定建設作業に関する届出 ○振動規制法に基づく特定施設等設置届出 ○振動規制法に基づく特定建設作業に関する届出 ○公害防止条例に基づく工場等設置届 ○公害防止条例に基づく騒音指定施設等設置届出 ○公害防止条例に基づくばい煙指定施設等設置届出 ○公害防止条例に基づく粉じん指定施設等設置届出 ○公害防止協定に基づく届出、事前協議等
調 査、監 視、行 政 措 置	調 査 : 環境調査計画に基づく調査 監 視 : 公害排出源監視計画に基づく監視 行 政 措 置 : 環境調査結果に基づく関係機関への要請及び意見 公害排出源監視結果に基づく事業者への指導、行政措置
公 害 相 談	苦情処理、公害防止相談
融 資	公害防止施設整備資金の融資(平成15年度で廃止)
啓 発、公 表	啓発: 広報まるがめ、啓発用看板、印刷物、環境美化啓発活動、環境講演会、自然 観察会、水辺の教室、スターウォッチング、探鳥会ほか 公表: 「まるがめの環境」ほか
会 議	環境審議会、公害苦情相談員等ブロック会、県下環境行政担当者協議会

②公害排出源監視

項 目	場 所	調査時期等	検 査 項 目 等	摘 要	
大 気	煙 道 ば い じ ん	協定締結工場3工場	年1回随時	煙道排ガス中の ばいじん濃度	市調査
	煙 道 NO _x ・SO _x	協定締結工場1工場	年1回随時	煙道窒素酸化物・ 硫黄酸化物濃度	市調査
水 質	工 場 排 水 調 査	協定締結等工場 6工場	年2回随時	協定等で定める項目	市調査
騒 音・ 振 動・ 悪 臭	工 場 騒 音 調 査	特定工場、指定工場、 協定締結工場	随 時	騒音レベル測定	市調査
	工 場 振 動 調 査	特定工場	随 時	振動レベル測定	市調査
	悪 臭 濃 度 調 査	悪臭発生工場	随 時	悪臭防止法で定める物質	市調査
全 般	工 場 調 査	市条例に基づく届出工場等、公害 防止協定締結工場	随 時	条例に基づく調査	市調査
				協定に基づく調査	

③環境調査

項目	場所	調査時期	検査項目等	概要	
大気関係	SO ₂	市役所、城坤小、青ノ山	常時	溶液導電率法による二酸化硫黄	県1・市2
	SPM	市役所、城坤小、青ノ山	常時	β線吸収法による浮遊粒子状物質	県1・市2
	風向、風速	市役所、城坤小、青ノ山	常時	風向、風速10分間平均値	県1・市2
	降下ばいじん	市役所、城西ポンプ場、港務所	毎月	総量、不溶性成分、溶解性成分、水量、pH	市調査
	NO _x	市役所、城坤小、青ノ山	常時	ザルツマン法による窒素酸化物	県1・市2
	NO ₂	8カ所	毎月	TEAろ紙法による二酸化窒素	市調査
	PM2.5	市役所	常時	β線吸収法による浮遊粒子状物質	県1
	O _x	市役所、城坤小	常時	中性ヨウ化カリウム法によるオキシダント	県1・市1
	酸性雨調査	市役所、綾歌市民総合センター	毎月	pH	市調査
	有害大気汚染物質調査	市役所	毎月	トリクロロエチレン、ベンゼン、テトラクロロエチレンなど	県調査
水域関係	海域水質調査	丸亀港、土器川尻、蓬萊町地先、金倉川尻、中津海岸、笠島沖、手島沖、羽節岩、土器三浦地先	毎月	pH、DO、COD、SS、油分、大腸菌群数、塩素イオン	市9カ所
		土器川尻、金倉川尻	毎月	全窒素・全リン	市2カ所
	底質調査	西汐入川 海底	年1回	COD、カドミウム、シアン化合物、鉛、6価クロム、総水銀、総クロム、硫化物、含水率、強熱残留物、強熱減量、pH	
	河川水質調査	土器川潮止堰、垂水橋、高柳橋、西今津橋、六条橋、古子橋、赤山橋、清水川水門上流、前池・大束川合流地点、飯津橋、太郎橋、馬指橋、県道278号線	毎月	pH、DO、BOD、COD SS、大腸菌群数、塩素イオン	市13カ所
		西大束川前池合流地点、太郎橋、馬指橋、垂水橋、古子橋、飯津橋	毎月	全窒素・全リン	市6カ所
ため池水質調査	上池、丸亀城堀、先代池、道池、宝憧寺池、雁又池、輪工池、宮池	堀：毎月 池：年4回	pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、塩素イオン	市8カ所	
	丸亀城堀、道池、宝憧寺池、雁又池、輪工池、宮池	堀：毎月 池：年4回	全窒素、全リン	市6カ所	
騒音振動関係	環境騒音調査	県道33号線	年1回	自動車騒音・環境騒音(道路)	調査
		市道土器線			
		市道港町富士見線			
		市道七番丁柞原線			
		市道昭和町田村線			
		国道11号			
		国道438号			
		県道18号線			
		県道22号線			
		国道32号			
	シルバー人材センター	年1回	環境騒音(一般地域)		
	ふたば西保育園				
	旧亀寿園				
	飯山北第2保育所				
	富熊コミュニティセンター	年1回	開通後環境騒音		
高松自動車道沿線(萬象園)					
国道11号線	年1回	自動車騒音・面的評価			
国道438号線					
高松善通寺線(県道33号線)					
道路交通振動調査	県道33号線	隔年1回	道路交通振動		
	市道土器線				
	市道港町富士見線				
	市道昭和町田村線				
	国道11号				
	国道32号				